



平成 25 年 9 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 洋 製 作 所  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 黒 川 英 樹  
(コード番号 6443 東証第 2 部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 川 合 章  
(TEL . 046 - 272 - 3000)

### 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「 1 ( 1 ) 変更の理由 」において定義いたします。）の取得について、平成 25 年 10 月 24 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### ・ 当社完全子会社化のための定款一部変更

#### 1 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件- 1 」）

##### （ 1 ） 変更の理由

平成 25 年 7 月 12 日付の当社プレスリリース「三菱重工業株式会社による当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」といいます。）は、平成 25 年 5 月 31 日から同年 7 月 11 日まで当社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、同年 7 月 19 日の決済開始日をもって、当社普通株式 20,634,702 株（当社の総株主の議決権〔発行済株式総数から平成 25 年 3 月 31 日現在の当社が保有する自己株式数（従業員持株 ESOP 信託口の所有する株式を除きます。）を控除した株式数に係る議決権の数〕に対する議決権の割合：96.35%〔小数点以下第三位四捨五入〕）を所有するに至りました。

平成 25 年 5 月 30 日付の当社プレスリリース「三菱重工業株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」等にてご報告申し上げておりますとおり、三菱重工業の主要事業のひとつである冷熱事業は、空調（家庭用エアコン、業務用エアコン）、大型冷凍機という定置用事業と、カーエアコン、輸送冷凍機等の車両用事業の 2 つに分けることができ、三菱重工業の冷熱事業における定置用事業と当社は、広い意味での空調・冷凍という事業フィールドを共有しています。しかしながら、定置用事業における国内市場は既に成熟傾向にあり、少子高齢化、国内投資の減少等により、中長期的に伸長が見込めない状況にあり、また海外市場では、今後も高い成長が見込まれるものの、

機器単体の付加価値は価格競争の激化により年々低下し、サプライチェーンの下流であるソリューション、工事、アフターサービス等に付加価値が移行しています。更に、近年では中国、韓国のローカルメーカーの台頭が著しく、競争は年々厳しさを増しています。

三菱重工業は、国内市場の低迷と価格競争の激化等により、今後、事業環境が更に厳しくなるという認識をもっており、当社との協業をこれまで以上に深化させることで、両社の企業価値を向上させるような連携強化に向けた検討を実施してきたとのこと。そして、三菱重工業が当社を完全子会社化して両社の連携を強化することによって、両社間においてより緊密な事業面での連携と機能再編が可能になるとの考えに至り、平成 25 年 2 月に三菱重工業から当社へ完全子会社化の提案を行ったとのこと。

一方、当社においては、事業の主体である国内市場が、少子高齢化、国内投資の減少等により、横ばいしないし減少傾向にあるため、今後、更に事業環境は厳しくなると予想されます。したがって、拡大するグローバル市場へ進出して、事業機会を拡大させることが必要であり、またそれを可能にするコスト競争力強化も急務であり、競合他社と同様に海外展開についても加速していくことが大きな課題となっています。また、当社の空調事業の業務のひとつである三菱重工業の大型冷凍機のサービス事業については、当社の保守対象台数が減少傾向にあるため、収益への影響が避けられない状況にあります。

以上のような経緯を踏まえ、当社は、平成 25 年 2 月に三菱重工業から完全子会社化の提案を受けて以降、この提案について慎重に協議し検討を続けてきました。そして、当社が三菱重工業の完全子会社となることにより、三菱重工業の海外展開力や技術力を活用することが可能となり当社事業の海外展開力の更なる強化、他社との差別化を進めるための技術力の強化、また三菱重工業との重複業務を整理することで当社の強みである全国に拠点を持つサービス事業の更なる規模の拡大が図れることから、三菱重工業の提案は、当社の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断するに至りました。

以上を踏まえ、当社は、以下の から の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）により三菱重工業の完全子会社となることといたしました。

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を会社法の規定する種類株式発行会社といたします。かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容の A 種種類株式を設けることといたします。

上記 による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

会社法第 171 条第 1 項並びに上記 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様（当社を除きます。以下同じです。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 2,100,000 分の 1 株を交付いたします。この際、三菱重工業以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

株主の皆様に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を三菱重工業に対して売却すること、又は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予

定どおり得られた場合には、取得日（下記、 . 2（2）にて定めます。以下同じです。）の前日において株主の皆様が保有する当社普通株式数に金 542 円（本公開買付けにおける 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続のうち を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）上記 は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記 を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容の A 種類株式を設けることとしております。なお、下記「全部取得条項付普通株式の取得の件」でご説明申し上げますとおり、上記 における全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種類株式としております。

また、これまで当社は、当社定款第 7 条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、1,000 株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであることから（A 種類株式の単元株式数は 1 株とし、実質的には単元株式制度を利用いたしません。）その趣旨を明確にするために所要の変更をするものであります。

なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款の一部変更は、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本臨時株主総会において承認された時点で、その効力を生じるものといたします。

（2） 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>（発行可能株式総数）<br/>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、8,000 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p>（発行可能株式総数）<br/>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、8,000 万株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は 7,999 万 9,000 株、A 種類株式の発行可能種類株式総数は 1,000 株とする。</p> <p>（A 種類株式）<br/>第 5 条の 2 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A 種類株式を有する株主（以下「A 種株主」という。）又は A 種類株式の登録株式質権者（以下「A 種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種類株式 1 株につき 1 円（以下「A 種残余財産分配額」という。）を支払う。A 種株主又は A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主又は A 種登録株式質権者は、A 種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(単元株式数)<br/>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(単元株式数)<br/>第7条 当社の普通株式の1単元の株式の数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</p> <p>(種類株主総会)<br/>第17条の2 第13条乃至第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。<br/>2 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。<br/>3 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> |
|---|---|

## 2 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)

### (1) 変更の理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げておりますとおり、当社は、三菱重工業の完全子会社となることにより三菱重工業の海外展開力や技術力を活用することが可能となり当社事業の海外展開力の更なる強化、他社との差別化を進めるための技術力の強化、また三菱重工業との重複業務を整理することで当社の強みである全国に拠点を持つサービス事業の更なる規模の拡大が図れることから、三菱重工業の提案は、当社の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断するに至り、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

「定款一部変更の件-2」は、本完全子会社化手続のうち を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」に係る変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。「定款一部変更の件-2」に係る議案が承認され、当該定款変更の効力が生じた場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合、当社は株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得いたしますが(本完全子会社化手続の ) 当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主の皆様へ割当てるA種種類株式の数は、三菱重工業以外の株主の皆様に対して当社が割当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、2,100,000分の1株としております。

なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案のご承認が得られること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案のご承認が得られることを条件といたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成25年11月29日といたします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款<br>(新 設) | 追加変更案   |
|                                | (全部取得条項)<br>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取 |

|  |  |
|--|--|
|  | 得する場合には、普通株式の取得と引換えに、<br>普通株式1株につきA種種類株式を2,100,000分の1株の割合をもって交付する。 |
|--|--|

## ・全部取得条項付普通株式の取得の件

### 1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げておりますとおり、当社は、三菱重工業の完全子会社となることにより三菱重工業の海外展開力や技術力を活用することが可能となり当社事業の海外展開力の更なる強化、他社との差別化を進めるための技術力の強化、また三菱重工業との重複業務を整理することで当社の強みである全国に拠点を持つサービス事業の更なる規模の拡大が図れることから、三菱重工業の提案は、当社の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断するに至り、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得は、本完全子会社化手続のうち を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

「定款一部変更の件-2」に係る変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得対価は、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき割当てられるA種種類株式の数は2,100,000分の1株とさせていただきます。この結果、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合、三菱重工業以外の株主の皆様に対して当社が割当てるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように、割当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合に、株主の皆様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、三菱重工業に対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、取得日の前日において株主の皆様が保有する当社普通株式数に金542円(本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

### 2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を2,100,000分の1株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 25 年 11 月 29 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件といたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3 上場廃止

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」に係る議案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、東京証券取引所市場の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 25 年 10 月 24 日から平成 25 年 11 月 25 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 11 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

・本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概略（予定）は以下のとおりです。

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告              | 平成 25 年 8 月 13 日（火）  |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日                   | 平成 25 年 8 月 31 日（土）  |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議          | 平成 25 年 9 月 26 日（木）  |
| 本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催                   | 平成 25 年 10 月 24 日（木） |
| 種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日   | 平成 25 年 10 月 24 日（木） |
| 当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定            | 平成 25 年 10 月 24 日（木） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日設定公告 | 平成 25 年 11 月 8 日（金）  |
| 当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日               | 平成 25 年 11 月 25 日（月） |
| 当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日               | 平成 25 年 11 月 26 日（火） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日     | 平成 25 年 11 月 28 日（木） |
| 全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日   | 平成 25 年 11 月 29 日（金） |
| 全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日      | 平成 25 年 11 月 29 日（金） |

・支配株主との取引等に関する事項

上記 に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、コーポレートガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁

護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。

本件取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

すなわち、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 25 年 5 月 30 日付の当社プレスリリース「三菱重工業株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」の 2.(4)記載の各措置を講じております。

また、当社は、本取引に関する当社取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することを目的として、平成 25 年 5 月 30 日付けの当社プレスリリース「三菱重工業株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、三菱重工業及び当社取締役会からの独立性の高い外部の有識者 3 名から構成される第三者委員会を設置していたところ、かかる第三者委員会より、平成 25 年 5 月 30 日付で、(a)本取引は当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると認められ、また、(c)本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付け等の価格を含む、本取引により当社の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を取得しております。

加えて、本日開催の取締役会においては、有原正彦氏及び田口巧氏を除く、当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本件取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。

また、同議案の審議については、矢神俊郎氏及び妹尾雅之氏を除く、当社の監査役全員が参加し、当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、取締役有原正彦氏は三菱重工業の取締役を兼任しており、また同田口巧氏は同社と公開買付け応募契約を締結している株式会社ニチレイの執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、両者は本議案における審議及び決議には参加しておりません。また、監査役矢神俊郎氏は三菱重工業の監査役を兼務しており、また同妹尾雅之氏は同社の従業員を兼務しているため、同様の観点から、両者は本議案における審議には参加しておりません。

更に、当社は、これらの取締役会決議の方法、そのほか公正性を担保するための措置に関して、当社のリーガル・アドバイザーである T M I 総合法律事務所の助言を得ております。

以上